

28 全宅連発政策第 42 号
平成 28 年 11 月 11 日

都道府県協会長 様

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



京都府「災害からの安全な京都づくり条例」の施行について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、京都府では「災害からの安全な京都づくり条例」を本年 8 月 4 日に公布し、一部を除いて施行しました。また、本条例のうち第 13 条では、宅建業者は京都府が提供する特定災害危険情報を把握しなければならないと規定され、本年 12 月 1 日より施行されます。この特定災害危険情報は、京都府ホームページ内「京都府マルチハザード情報提供システム」により入手することができます。

なお、本規定は、京都府内の宅地建物を取引する場合は、全国すべての宅建業者に適用されることとなります。

つきましては、下記のとおり、関連資料をご送付いたしますので、貴協会傘下会員に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 京都府「災害からの安全な京都づくり条例の施行について（協力依頼）」他

…… 一式

以 上

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会長 伊藤 博 様

京都府府民生活部防災消防企画課長

災害からの安全な京都づくり条例の施行について（協力依頼）

本府の危機管理・防災行政の推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本府におきましては、別添のとおり、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号。以下「本条例」という。）及び災害からの安全な京都づくり条例施行規則（平成28年京都府規則第39号）を平成28年8月4日に公布し、一部の規定を除いて施行したところです。

本条例のうち第13条につきましては、宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握義務について規定し、附則により平成28年12月1日に施行することとしているところですが、この規定は、京都府内の宅地建物を取引する場合は、すべての宅地建物取引業者に適用されることとなります。

つきましては、本条例第12条に基づき、下記システムにより特定災害危険情報を提供するとともに、別紙のとおり本条例第13条の趣旨、特定災害危険情報の内容、特定災害危険情報の把握方法等について通知いたしますので、貴団体におかれましては、会員の宅地建物取引業者に対し、本条例について周知していただきますようお願いいたします。

記

京都府マルチハザード情報提供システム

<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>

【参考】

○災害からの安全な京都づくり条例（抜粋）

（特定災害危険情報の提供）

第12条 知事は、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に対して、災害危険情報のうち規則で定めるもの（以下「特定災害危険情報」という。）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握）

第13条 宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。

災害からの安全な京都づくり条例について

(宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握)

第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握 (特定災害危険情報の提供)

第12条 知事は、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に対して、災害危険情報のうち規則で定めるもの（以下「特定災害危険情報」という。）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握)

第13条 宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第13条の規定 平成28年12月1日
 - 略
- 略

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(特定災害危険情報)

第4条 条例第12条の規則で定める災害危険情報は、条例第2条第4号アの(7)、(9)及び(4)並びにイに規定する災害危険情報とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 災害危険情報 次に掲げる情報をいう。

ア 次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める情報

(7) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第14条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）これらの規定により知事が公表した事項のうち水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号及び第2号、第5条第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報

(イ) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第3項において準用する同法第3条第3項、同法第20条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により知事が公示した造成宅地防災区域に関する情報

(ロ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第2項 同項の規定により知事が公表した基礎調査の結果のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）第1条第2項に規定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域に関する情報

(エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第4項 同項の規定により知事が公示した指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象に関する情報

(オ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公表した津波浸水想定に関する情報

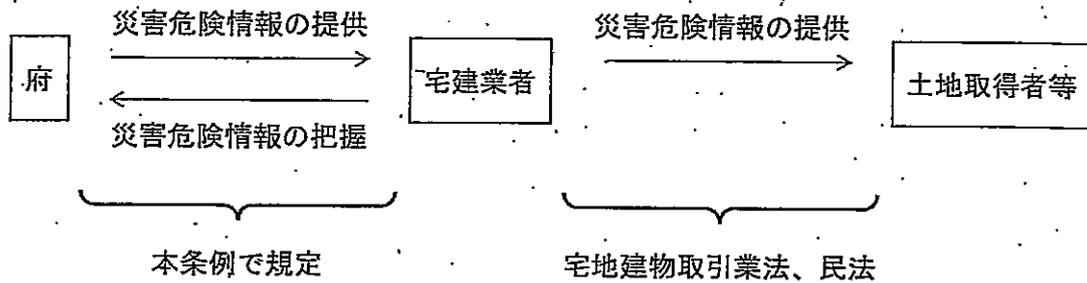
(カ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公示した指定の区域及び基準水位に関する情報

イ 想定し得る最大規模の降雨であって規則で定める基準に該当するものにより河川（河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項、第10条第1項又は第11条第1項の規定により知事が管理する河川（以下「知事管理河川」という。）のうち水防法第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された知事管理河川を除いた河川に限る。）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び当該区域が浸水した場合に想定される水深に関する情報

ウ ア及びイに掲げる情報以外の情報であって、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報として規則で定めるもの

エ 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報

3 本条例の考え方



- 本条例では、宅建業者から土地取得者等に対する情報提供については、宅地建物取引業法や民法の適用に委ねることとして規定せず、その前段階として、府から宅建業者への情報提供について規定することとしたものです。
- そして、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、取引の相手方に災害危険情報を知らせられるようにするため、府から宅地建物取引業者への災害危険情報の提供、宅地建物取引業者による災害危険情報の把握について、いずれも義務付けることとしました。

4 特定災害危険情報

- 府による提供及び宅地建物取引業者による把握を義務づける災害危険情報の種類については、法律又は条例により公表が義務づけられているもの（下記太線囲み）に限ることとし、リスクの精度が高くない情報については対象としないこととしています。（施行規則第4条）

【災害危険情報】

（〔 〕内は第2条第4号の細分を表す）

法律上の定めがある情報	① [ア(エ)] 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	宅建業法第35条の重要事項（説明義務）
	② [ア(カ)] 津波災害警戒区域等（津波防災地域づくり法）	
	③ [ア(イ)] 造成宅地防災区域（宅地造成等規制法）	
	④ [ア(ウ)] 土砂災害基礎調査結果（土砂災害防止法）	
	⑤ [ア(オ)] 津波浸水想定区域（津波防災地域づくり法）	
	⑥ [ア(ク)] 洪水浸水想定区域（水防法）	
	⑦ [ア(ケ)] 雨水出水浸水想定区域（水防法）	
	⑧ [ア(コ)] 高潮浸水想定区域（水防法）	
法律上の定めがない情報	⑨ [イ] 水防法指定河川以外の府管理河川の浸水想定区域図（本条例第8条第1項）	条例第12条及び第13条で、宅建業者に提供し、把握を義務付ける事項
	[ウ] 震度分布、液状化危険度予測、ため池決壊による浸水想定区域、雨水出水実績の区域、高潮実績の区域	
【エ】 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報		

事務連絡

平成28年10月24日

各宅地建物取引業関係団体の長 様

京都府府民生活部防災消防企画課長

災害危険情報等について

本日付け8防第407号により災害からの安全な京都づくり条例の施行について協力依頼をしたところですが、宅地建物取引業者が京都府内の宅地建物を取引する場合の参考資料として、別添のとおり「災害危険情報について」及び「京都府マルチハザード情報提供システムについて」を作成しましたので、必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

京都府 府民生活部 防災消防企画課

調整・計画担当 船越

TEL:075-414-4475 / FAX:075-414-4477

Email:m-funakoshi30@pref.kyoto.lg.jp

災害危険情報について

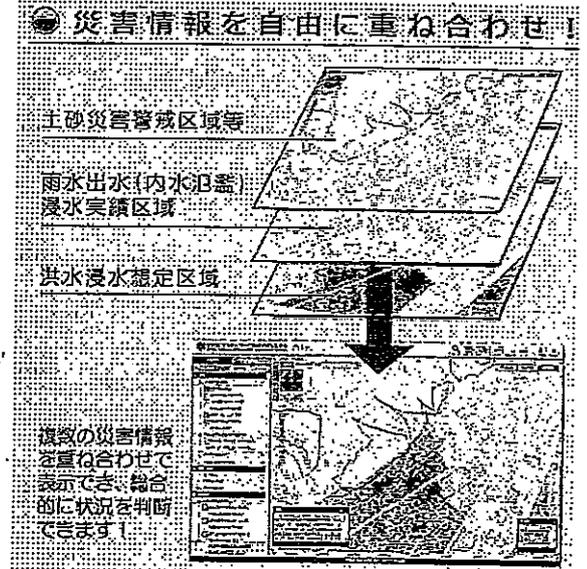
～宅地建物の取引をされるみなさまへ～

平成 28 年 10 月 24 日現在

【京都府マルチハザード情報提供システムについて】

京都府では、インターネット上に「マルチハザード情報提供システム」を開設し、災害危険情報等を提供しています。

このシステムでは、「洪水」「土砂災害」「地震・津波」「防災情報」などについて閲覧することができ、任意に災害危険情報を複数選択し重ね合わせて表示することができます。また、指定した地点において、各種災害の危険度を一覧で表示することができます。



【災害危険情報の概要】

災害危険情報の概要	
① 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害危険情報は、災害が起こることが想定される地域や過去に災害があった地域を表示したもので、<u>将来必ず災害が起こるとは限りません。</u>また、実際には想定以上の災害が起こることがありますので、<u>災害危険情報の表示がなくても災害が起こる場合や、想定される浸水深や震度の大きさが実際とは異なる場合があります。</u> ○ 災害危険情報が表示される場合は、日頃から危険度に応じて避難場所や避難経路（学校等の避難場所に避難するか、屋内に待避するかなど）を決めておくとともに、<u>大雨のときは気象情報や避難情報に十分注意してください。</u>
② 洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ この区域は、近隣の河川が氾濫した場合の大まかな浸水範囲を想定したものです。 ○ 既存の洪水浸水想定区域図は平成 12 年の東海豪雨に相当する大雨等を想定したのですが、今後、1000 年に 1 度に相当する最大規模の降雨で見直す予定です。また、<u>未作成の河川についても順次作成を予定しています。</u>
③ 雨水出水（内水氾濫）浸水実績区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水出水（内水氾濫）とは、集中豪雨などにより下水道などの排水施設に雨水を排除できないこと、または下水道などの排水施設から河川や海域などに雨水を排除できないことによる出水を言います。 ○ この区域は、<u>過去（平成 26 年 10 月以前）に発生した雨水出水（内水氾濫）が原因と考えられる浸水区域を大まかに示したものです。</u> ○ <u>全ての浸水実績を反映したものではありません。</u>
④ 高潮浸水実績区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮とは、台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が上昇する現象を言います。 ○ この区域は、<u>過去（平成 21 年 4 月から平成 27 年 6 月までの間）に発生した高潮の浸水実績を大まかに示したものです。</u> ○ <u>全ての浸水実績を反映したものではありません。</u>

京都府マルチハザード情報提供システムについて

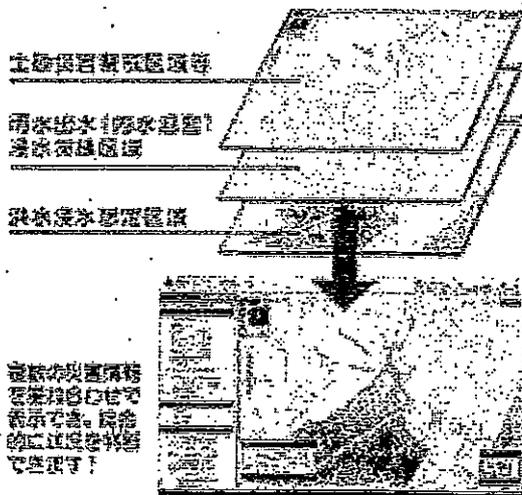
お問合せ先：京都府防災消防企画課
075-414-4475

京都府マルチハザード情報提供システムとは

「京都府マルチハザード情報提供システム」は、インターネットを通じて京都府の洪水や地震などの災害危険情報を提供するサイトです。

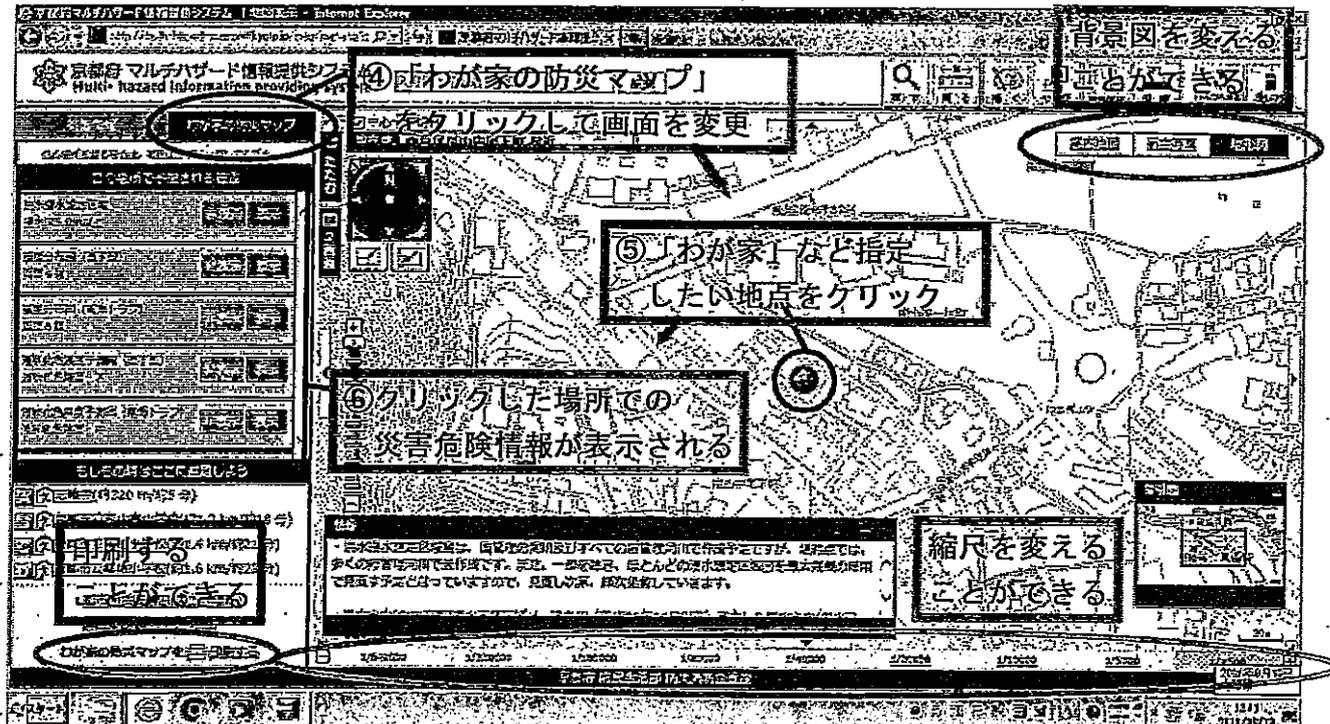
- 「洪水」「土砂災害」「地震・津波」「防災情報」などについて閲覧することができ、複数の災害危険情報を重ね合わせて表示することができます。
- また、指定した地点において、各種災害の危険度を一覧で表示できます。

災害情報を自由に重ね合わせ！



京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険情報の入手方法

- ①パソコンで検索
- ②京都府地図が表示されるので、住所を入力 または 地図上の見たい場所をクリック
- ③入力した住所 または クリックした場所が表示される。



京都府公報

号外 第38号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新阿西入蔵ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037
〒602-6048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ペー ジ	規 則	
○京都府営自転車競技条例の一部を改正する条例 (総務調整課)	8	○京都府営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (総務調整課)	16
○災害からの安全な京都づくり条例 (防災消防企画課、水環境対策課、健康福祉総務課、介護・地域福祉課、農村振興課、水産課、林務課、森林保全課、港湾課、河川課、砂防課、建築指導課、教育庁文化財保護課)		○災害からの安全な京都づくり条例施行規則 (防災消防企画課、水環境対策課、農村振興課、水産課、林務課、森林保全課、港湾課、河川課、砂防課、建築指導課)	18

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府営自転車競技条例の一部を改正する条例 (京都府条例第40号) (総務調整課)

1 改正の理由

車券の発売、払戻金の交付等の競輪の実施に関する事務の民間委託をすることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 競輪の実施に関する事務について委託先を限定せず、自転車競技法 (昭和23年法律第209号) に基づき民間委託をすることができるようにすることとした。(第1条関係)
- (2) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

平成28年8月4日

◇災害からの安全な京都づくり条例 (京都府条例第41号) (防災消防企画課、水環境対策課、健康福祉総務課、介護・地域福祉課、農村振興課、水産課、林務課、森林保全課、港湾課、河川課、砂防課、建築指導課、教育庁文化財保護課)

1 制定の理由

近年、様々な自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している状況であり、また、近い将来、南海トラフ地震が発生するおそれがある状況に鑑み、防災に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民、自主防災組織及び事業者 (以下「府民等」という。) の役割を明らかにするとともに、これらの者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、府、国、市町村及び府民等による災害危険情報の共有、防災上の機能を強化するまちづくりの推進、地域防災力の向上並びに災害が発生した場合の体制の構築を図り、もって府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的に条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 総則

ア 目的 (第1条関係)

この条例は、府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策の実施に関し、基本理念を

- a 降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策
 - b 降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策
 - c 降雨による浸水が発生した場合において、浸水による被害を軽減させるため、浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策
- (イ) 知事は、知事管理河川の安全性の向上を図るため、堤防の整備、河道の拡幅、貯留施設の整備等を効果的に組み合わせ、計画的に実施するとともに、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を適切に維持管理するものとする事とした。
- (ウ) 府は、府が管理する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の雨水を排除し、当該雨水の流量を調節する機能の向上を図るため、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設等を計画的に整備するとともに、これらを適切に維持管理するものとする事とした。
- (エ) 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならないこととした。
- (オ) 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、(エ)の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならないこととした。
- (カ) (オ)の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要開発調整池」という。）を設置しなければならないこととした。
- (キ) 知事は、(オ)の届出をしない開発者に対し、当該開発行為の中止を命じることができることとした。
- (ク) 知事は、(カ)に違反して調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要開発調整池の設置を命じることができることとした。
- (ケ) 知事は、開発者が設置する調整池が、(カ)の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、期限を定めて、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講じるべきことを命じることができることとした。
- (コ) 開発者は、(カ)の調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。
- (ク) 知事は、(コ)の届出に係る調整池について検査を行い、(カ)の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする事とした。
- (シ) 重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）は、当該重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないこととした。
- (ス) 重要開発調整池所有者等は、当該重要開発調整池の機能が失われたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。
- (セ) 重要開発調整池所有者等を変更したときは、新たに重要開発調整池所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。
- (ソ) 知事は、重要開発調整池所有者等が(シ)に違反して適正な管理を怠ったときは、当該重要開発調整池所有者等に対し、期限を定めて、当該重要開発調整池に堆積した土砂等の撤去その他当該重要開発調整池の機能を維持するために必要な措置を講じるべきことを命じることができることとした。
- (タ) 重要開発調整池所有者等は、知事が浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認める場合に限り、(シ)にかかわらず、(シ)の管理を行うことを要しないこととした。
- (チ) 知事は、(タ)により、被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする事とした。
- (ツ) 重要開発調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、当該調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正に維持管理するよう努めなければならないこととした。
- (テ) 土地又は施設（以下「土地等」という。）の所有者又は管理者は、降雨による浸水の発生が抑制され、

- (キ) 建築物の所有者又は管理者は、地震発生時における当該建築物の家具の転倒、窓ガラス等の飛散等による被害を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。
- (ク) 屋外に落下危険物（広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物をいう。）、ブロック塀等（コンクリートブロック造の塀、れんが造の塀、石造の塀その他これらに類する塀をいう。）その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の落下、倒壊、転倒等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれがある場合には、災害に対する安全性を確保するため、当該工作物等の定期的な点検その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。
- (ケ) 指定等文化財建造物の所有者又は管理者（以下「指定等文化財建造物所有者等」という。）は、当該指定等文化財建造物の倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのある場合において、当該指定等文化財建造物について、災害に対する安全性を確保するため、法令又は条例の規定に反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。
- (コ) 府は、指定等文化財建造物所有者等が(ケ)の措置を講じるに当たり、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする事とした。
- (カ) 府は、市町村その他関係機関と連携して、指定等文化財建造物所有者等が地域住民と協働して行う防災訓練（防災に関する訓練をいう。以下同じ。）その他防災活動の実施に必要な支援を行うものとする事とした。
- ウ 特定地域防災協議会等（第38条関係）
- (ア) 府は、大規模な災害が想定される地域（津波により生じる被害については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第2項に規定する推進計画区域を除く。）について、防災対策を円滑かつ効果的に実施するため、市町村からの申出により、特定地域防災協議会を設置することができることとした。
- (イ) 特定地域防災協議会は、府、国、市町村、地域住民等により構成することとした。
- (ウ) 特定地域防災協議会は、計画的な事業の推進を図るため、災害の種別ごとの事業計画を定めるものとする事とした。
- (エ) 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする事とした。
- a 防災対策の基本的な目標に関する事項
 - b 防災対策の実施に関する基本的な方針
 - c 防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項
 - d その他防災対策の実施に必要な事項
- (オ) 府は、(ウ)の事業計画が定められたときは、防災対策を行う市町村を支援するため、国と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする事とした。
- エ 指定施設の指定等（第39条～第43条関係）
- (ア) 知事は、ウの(ウ)の事業計画を踏まえ、建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者が、当該建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することその他の規則で定める防災対策（以下「特定防災対策」という。）を実施することが特に必要と認める場合には、当該建築物等を指定施設として指定することができることとした。
- (イ) 知事は、(ア)の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする施設の所有者又は管理者の同意を得るものとする事とした。
- (ウ) 知事は、(ア)の指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定施設に係る特定防災対策を告示するものとする事とした。
- (エ) 知事は、(ア)の指定が促進されるよう、指定施設の所有者又は管理者（以下「指定施設所有者等」という。）の認証制度その他の必要な施策を実施するものとする事とした。
- (オ) 指定施設の排水機又はポンプ（以下(カ)において「指定排水機等」という。）の管理者は、当該指定排水機等が排水する河川が増水している場合における当該指定排水機等の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切な指定排水機等の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を作成しなければならないこととした。
- (カ) 指定排水機等の管理者は、排水計画の作成に当たっては、あらかじめ、河川管理者に協議の上、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならないこととした。
- (キ) 知事は、(カ)の同意をするに当たっては、当該指定排水機等が存する市町村の長の意見を聴くものとする事とした。
- (ク) 指定施設所有者等は、当該指定施設について特定防災対策を講じなければならないこととした。

(ウ) 府は、(ア)及び(イ)による府民等の備蓄を補完するため、食料、飲料水その他の生命及び健康の維持に必要な物資（以下「必要物資」という。）を確保するとともに、災害が発生した場合に国、他の都道府県等から輸送される救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）を受け入れる体制を整備するものとする事とした。

(エ) 府は、防災関係機関等と連携し、必要物資及び救援物資等を迅速かつ確に避難所等に輸送する体制を整備するものとする事とした。

イ 避難行動要支援者への支援等（第49条関係）

(ア) 府は、市町村が行う避難行動要支援者への支援等に関する体制の整備に必要な支援を行うものとする事とした。

(イ) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童委員その他の関係者及び自主防災組織等、消防機関、京都府警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会その他の関係団体は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携し、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならないこととした。

(ウ) 避難行動要支援者は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿の作成に協力するよう努めなければならないこととした。

ウ 帰宅困難者等に対する措置等（第50条関係）

(ア) 府は、帰宅困難者等による混乱の発生等（災害が発生した場合において帰宅困難者等が一斉に帰宅し、若しくは目的地に移動しようとする事（以下「一斉帰宅等」という。）又は駅周辺等で滞留することによる混乱、事故の発生等をいう。以下同じ。）を防止するため、市町村と連携し、一斉帰宅等の抑制に関する周知、帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設の確保その他の必要な措置を講じるものとする事とした。

(イ) 府は、(ア)の措置を講じるに当たっては、観光旅行者、日本語を理解することが困難な外国人等に配慮するものとする事とした。

(ウ) 災害が発生した場合において通常用いる方法による帰宅が困難になるおそれがある者は、徒歩により帰宅する場合の経路及び家族等との連絡方法の確認その他円滑に帰宅することができるために必要な準備を行うよう努めなければならないこととした。

(エ) 事業者は、災害が発生した場合において帰宅困難者等による混乱の発生等の防止に資するため、その従業員及び事業所に来所する者等の一斉帰宅等の抑制のために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。

エ 事業継続計画等（第51条関係）

(ア) 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならないこととした。

(イ) 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする事とした。

(ウ) 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする事とした。

(6) 雑則

ア 財政上の措置（第52条関係）

府は、防災対策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする事とした。

イ 立入検査等（第53条関係）

(ア) 知事は、(3)の(イ)から(ウ)までの施行に必要な限度において、その職員に、開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができることとした。

(イ) (ア)の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととした。

(ウ) (ア)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

ウ 市町村の条例との関係（第54条関係）

市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町村の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しないこととした。

第2章 災害危険情報の共有

第1節 災害危険情報の整備、公表等（第8条・第9条）

第2節 府民等による災害危険情報の把握等（第10条・第11条）

第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握（第12条・第13条）

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 総合的治水対策（第14条—第31条）

第2節 地震、津波等に関する防災対策（第32条—第37条）

第3節 特定地域防災協議会等（第38条）

第4節 指定施設の指定等（第39条—第43条）

第4章 災害に強い人づくり（第44条—第47条）

第5章 災害発生時の体制づくり（第48条—第51条）

第6章 雑則（第52条—第55条）

第7章 罰則（第56条—第58条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策の実施に関し、基本理念を定め、府の責務及び府民等の役割を明らかにするとともに、これらの者が実施する対策について必要な事項を定めることにより、府、国、市町村及び府民等が一体となって防災対策の推進を図り、もって府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災対策 防災に関する対策をいう。
- (4) 災害危険情報 次に掲げる情報をいう。

ア 次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める情報

(ア) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、及び第14条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）これらの規定により知事が公表した事項のうち水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号及び第2号、第5条第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報

(イ) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第3項において準用する同法第3条第3

項 同法第20条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により知事が公示した造成宅地防災区域に関する情報

(ウ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第2項 同項の規定により知事が公表した基礎調査の結果のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）第1条第2項に規定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域に関する情報

(エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第4項 同項の規定により知事が公示した指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象に関する情報

(オ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公表した津波浸水想定に関する情報

(カ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公示した指定の区域及び基準水位に関する情報

イ 想定し得る最大規模の降雨であって規則で定める基準に該当するものにより河川（河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項、第10条第1項又は第11条第1項の規定により知事が管理する河川（以下「知事管理河川」という。）のうち水防法第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された知事管理河川を除いた河川に限る。）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び当該区域が浸水した場合に想定される水深に関する情報

ウ ア及びイに掲げる情報以外の情報であって、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報として規則で定めるもの

エ 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報

(5) 地域防災力 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第2条に規定する地域防災力をいう。

(6) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

(7) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織及び自発的に防災活動（防災に関する

宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に対して、災害危険情報のうち規則で定めるもの（以下「特定災害危険情報」という。）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握）
 第13条 宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 総合的治水対策

（総合的治水対策）

第14条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水による被害を軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた総合的な治水対策を実施するものとする。

- (1) 降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策
- (2) 降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策
- (3) 降雨による浸水が発生した場合において、浸水による被害を軽減させるため、浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策

（知事管理河川の整備及び維持）

第15条 知事は、知事管理河川の安全性の向上を図るため、堤防の整備、河道の拡幅、貯留施設の整備等を効果的に組み合わせ、計画的に実施するとともに、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を適切に維持管理するものとする。

（府管理下水道の整備及び維持）

第16条 府は、府が管理する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の雨水を排除し、当該雨水の流量を調節する機能の向上を図るため、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設等を計画的に整備するとともに、これらを適切に維持管理するものとする。

（開発行為に伴う調整池の設置）

第17条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならない。

（重要開発調整池の設置）

第18条 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、前条に規定する基準に照らし、当該

開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化
- (6) 調整池の設置に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要開発調整池」という。）を設置しなければならない。（開発者への監督処分）

第19条 知事は、前条第1項の規定による届出をしない開発者に対し、当該開発行為の中止を命じることができる。

2 知事は、前条第2項の規定に違反して調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要開発調整池の設置を命じることができる。

3 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項に規定する技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、期限を定めて、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

（重要開発調整池の設置の完了の届出等）

第20条 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

（重要開発調整池所有者等の義務）

第21条 重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）は、当該重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 重要開発調整池所有者等は、当該重要開発調整池の機能が失われたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 重要開発調整池所有者等を変更したときは、新たに重要開発調整池所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（重要開発調整池所有者等に対する措置命令）

を講じるよう努めなければならない。

- 2 建築物の所有者又は管理者は、災害による火災の発生及び延焼の防止又は消火のために必要な用具を設置するよう努めるとともに、適切に維持管理するよう努めなければならない。
- 3 府は、府が所有する公共建築物について、非常用電源設備その他の災害が発生した場合に防災対策を実施するために必要な設備を設けるよう努めなければならない。

(公共施設の安全性の確保)

第34条 府は、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るため、河川、海岸、砂防施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園等（これらの施設を構成する建築物を除く。以下「公共施設」という。）であって府が所有するものについて、計画的に整備するよう努めるとともに、当該公共施設を適切に維持管理するよう努めなければならない。

- 2 府は、国、市町村及び防災関係機関に対し、これらが所有する公共施設について、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るために必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。

(屋内における家具等の安全性の確保)

第35条 建築物の所有者又は管理者は、地震発生時における当該建築物の家具の転倒、窓ガラス等の飛散等による被害を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(工作物等の安全性の確保)

第36条 屋外に落下危険物（広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物をいう。）、ブロック塀等（コンクリートブロック造の塀、れんが造の塀、石造の塀その他これらに類する塀をいう。）その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の落下、倒壊、転倒等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれがある場合には、災害に対する安全性を確保するため、当該工作物等の定期的な点検その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(指定等文化財建造物の安全性の確保等)

第37条 指定等文化財建造物の所有者又は管理者（以下「指定等文化財建造物所有者等」という。）は、当該指定等文化財建造物の倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのある場合において、当該指定等文化財建造物について、災害に対する安全性を確保するため、法令又は条例の規定に反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 府は、指定等文化財建造物所有者等が前項の措置を講じるに当たり、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 府は、市町村その他関係機関と連携して、指定等文化財建造物所有者等が地域住民と協働して行う防災訓

練（防災に関する訓練をいう。以下同じ。）その他防災活動の実施に必要な支援を行うものとする。

第3節 特定地域防災協議会等

(特定地域防災協議会等)

第38条 府は、大規模な災害が想定される地域（津波により生じる被害については、津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域を除く。）について、防災対策を円滑かつ効果的に実施するため、市町村からの申出により、特定地域防災協議会を設置することができる。

- 2 特定地域防災協議会は、府、国、市町村、地域住民等により構成する。
- 3 特定地域防災協議会は、計画的な事業の実施を図るため、災害の種別ごとの事業計画を定めるものとする。
- 4 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 防災対策の基本的な目標に関する事項
 - (2) 防災対策の実施に関する基本的な方針
 - (3) 防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項
 - (4) その他防災対策の実施に必要な事項

5 府は、第3項の事業計画が定められたときは、防災対策を行う市町村を支援するため、国と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

第4節 指定施設の指定等

(指定施設の指定)

第39条 知事は、前条第3項に規定する事業計画を踏まえ、建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者が、当該建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することその他の規則で定める防災対策（以下「特定防災対策」という。）を実施することが特に必要と認める場合には、当該建築物等を指定施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする施設の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定施設に係る特定防災対策を告示するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による指定が促進されるよう、指定施設の所有者又は管理者（以下「指定施設所有者等」という。）の認証制度その他の必要な施策を実施するものとする。

(指定排水機等の排水計画の策定)

第40条 指定施設の排水機又はポンプ（以下この条において「指定排水機等」という。）の管理者は、当該指定排水機等が排水する河川が増水している場合における当該指定排水機等の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切な指定排水機等の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 指定排水機等の管理者は、排水計画の作成に当たっ

備するものとする。

(避難行動要支援者への支援等)

第49条 府は、市町村が行う避難行動要支援者への支援等に関する体制の整備に必要な支援を行うものとする。

2 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく民生委員、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童委員その他の関係者及び自主防災組織等、消防機関、京都府警察、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会その他の関係団体は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携し、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならない。

3 避難行動要支援者は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿の作成に協力するよう努めなければならない。

(帰宅困難者等に対する措置等)

第50条 府は、帰宅困難者等による混乱の発生等(災害が発生した場合において帰宅困難者等が一斉に帰宅し、若しくは目的地に移動しようとする者(以下「一斉帰宅等」という。)又は駅周辺等で滞留することによる混乱、事故の発生等をいう。以下同じ。)を防止するため、市町村と連携し、一斉帰宅等の抑制に関する周知、帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、観光旅行者、日本語を理解することが困難な外国人等に配慮するものとする。

3 災害が発生した場合において通常用いる方法による帰宅が困難になるおそれがある者は、徒歩により帰宅する場合の経路及び家族等との連絡方法の確認その他円滑に帰宅することができるために必要な準備を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、災害が発生した場合において帰宅困難者等による混乱の発生等の防止に資するため、その従業員及び事業所に来所する者等の一斉帰宅等の抑制のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業継続計画等)

第51条 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画(以下「事業継続計画」という。)を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする。

第6章 雑則

(財政上の措置)

第52条 府は、防災対策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村の条例との関係)

第54条 市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町村の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

(規則への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第56条 第19条又は第22条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の規定 平成28年12月1日

(2) 第18条から第23条まで、第53条及び第7章の規定 平成29年7月1日

(以下「参加申込み」という。)に、「競輪開催(節)」を「1回の開催」に改める。

第40条第1項中「のほか」を「に限り」に、「はできない」を「ができる」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に、「理由を記載した書面により」を「その理由を」に、「通知書」を「規定による通知」に、「ときまで」を「時まで」に、「日自振」を「競輪振興法人」に、「競技会」を「受託競技実施法人」に、「願い出なければ」を「申し出なければ」に、「傷病を」を「傷病をその」に、「添付しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第41条第1項中「第39条の」の右に「規定による」を、「集合時刻」の右に「(以下「集合時刻」という。)」を加え、「ものを携帯して」を「物を持参して」に改め、同項第1号中「使用自転車」の右に「(競輪において選手及び先頭員が使用する自転車をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「日自振の」を「競輪振興法人が」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「日自振の」を「競輪振興法人が」に改め、同項中同号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「の行う」を「が行う」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、「集合できない」を「集合することができない」に、「届け出て」を「知事に届け出て」に改める。

第43条中「の担当検査事項」を「が担当する検査事項」に、「一に」を「いずれかに」に、「事項を認めた」を「と認める」に、「出場予定」を「出場する予定」に改め、同条第1号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改め、同条第3号中「第5条」を「第6条」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第59条中「府が行う競輪に」を削り、「限り」を「定めて競輪への」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

- (5) 競技規則第59条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当した選手又は同条第2項の規定により失格となつた選手

第60条中「一に」を「いずれかに」に、「又は府が行う競輪に」を「競輪への」に、「若しくは関与すること」を「又は競輪への関与」に改め、同条第1号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改め、同条第3号中「申込」を「申込み」に改める。

第62条中「異議の申立ては」を「前条の規定による異議の申立ては」に、「1箇月」を「1月」に、「をもつてこれを申し立てなければ」を「でなければ」に改め、同条ただし書中「をもつて申し立てる」を「でする」に改め、同条第1号中「氏名、年齢及び性別」を「及び氏名」に改め、同条第2号中「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第64条の前の見出し中「入場料」の右に「の納付方法」を加え、同条第1項を次のように改める。

一般席の入場料は、競輪場に入場する際に納付するものとする。

第64条第2項中「特別席入場料は、一般席入場料」を「特別席の入場料は、前項の入場料」に改め、同条第4

項を削る。

第66条を次のように改める。

(無料入場者等)

第66条 条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 競輪に係る政府職員及び競輪施行者の職員
- (2) 競輪振興法人及び受託競技実施法人の役職員並びに競輪の選手
- (3) 車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従事する者
- (4) 国会議員
- (5) 競輪施行者である地方公共団体の議会の議員
- (6) 競輪に関し学識経験を有する者であつて知事が別に定めるもの

- (7) 報道に従事する者

- (8) 皇族

- (9) 外交官

- (10) 警察職員及び消防職員であつて、知事が競輪の開催に関し必要と認めるもの

- (11) 競輪場内の売店の従業員

- (12) 15歳未満の者(成年者が同伴する者に限る。)

- (13) 前各号に掲げる者以外の者であつて知事が競輪の開催に関し必要と認めるもの

2 前項各号(第12号を除く。)に掲げる者(第68条第1項に規定する執務員証又は立入証の交付を受けた者を除く。)が入場しようとするときは、入場証を交付する。

第66条の次に次の1条を加える。

(入場料の額)

第66条の2 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める額は、1人1回につき50円とする。

2 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める額は、1人1回につき1,150円とする。

第67条第1項を次のように改める。

場内取締委員は、入場券の改札又は入場証の検査を、一般席に入場しようとする者に対しては競輪場に入場する際に、特別席に入場しようとする者に対しては特別席が設けられている施設に入場する際に、それぞれ行うことができる。

第67条第2項中「第64条第2項ただし書」を「第64条第3項ただし書」に、「入場券を」を「入場券が」に改める。

第68条の見出しを「(執務員証等の交付)」に改め、同条第1項中「府の行う」を「府は、」に改め、「立入証を」の右に「それぞれ」を加え、同項第1号中「競輪に係る」を削り、同項第2号中「日自振」を「競輪振興法人」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 報道に従事する者

- (6) 警察職員及び消防職員

第68条第1項第7号中「必要な者」を「必要なもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第5号又は第7号に掲げる者に該当する者のそれぞれの範囲は、委員長が定める。

第71条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「日に」

の状況に戻されることが確実な場合に限る。)

(6) 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発行為（当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為

2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、その旨及びその内容を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 条例第18条第1項の規定による届出は、開発行為届（別記第1号様式）により行わなければならない。

4 開発行為届には、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付しなければならない。

5 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。

(重要開発調整池に関する技術的基準)

第7条 条例第18条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水による被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、その旨を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(重要開発調整池の設置の完了の届出)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、重要開発調整池設置完了届（別記第2号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池設置完了届には、重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付しなければならない。

(重要開発調整池に係る検査の結果の告示)

第9条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。

(1) 重要開発調整池の所在地

(2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(重要開発調整池所有者等の届出)

第10条 条例第21条第2項の規定による届出は、重要開発調整池機能喪失届（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池機能喪失届には、写真その他の重要開発調整池の機能が失われたことを示す資料を添付しなければならない。

3 条例第21条第3項の規定による届出は、重要開発調整池所有者等変更届（別記第4号様式）により行わなければならない。

4 重要開発調整池所有者等変更届には、土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。

(重要開発調整池所有者等の義務の特例の告示)

第11条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

(1) 重要開発調整池の所在地

(2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた理由

(特定防災対策)

第12条 条例第39条第1項の規則で定める防災対策は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること。

(2) 建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること。

(3) 建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること。

(4) その他知事が必要と認める防災対策

(指定施設の指定の告示)

第13条 条例第39条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

(1) 指定施設の所在地

(2) 指定施設の用途

(3) 指定施設所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 特定防災対策の内容

(5) 指定する理由

(指定排水機等に係る知事への協議)

第14条 条例第40条第2項の規定による協議は、排水計画作成協議書（別記第5号様式）に、同条第1項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。

別記

第1号様式（第6条関係）

開 発 行 為 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） —

次の開発行為について、災害からの安全な京都づくり条例第18条第1項の規定により届け出ます。

開発行為の内容	開発行為を行う 土地の所在地	
	開発行為の規模	
	開発行為の目的	
	開発行為を行う 土地の利用の現況	
	開発行為を行った後の 土地の利用の状況	
想定される雨水が 流出する量の変化	現 況	
	開 発 後	
調整池の設置 に関する計画		
備 考		

- 注 1 図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してください。
- 2 「開発行為の規模」の欄は、開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。
- 3 「想定される雨水が流出する量の変化」の欄は、災害からの安全な京都づくり条例第18条第2項の規則で定める技術的基準により算定した流出係数を記入してください。
- 4 「調整池の設置に関する計画」の欄について、書ききれないときは、別紙としてください。

第3号様式 (第10条関係)

重要開発調整池機能喪失届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話 () -

次のとおり重要開発調整池の機能が失われたので、災害からの安全な京都づくり条例第21条第2項の規定により届け出ます。

機能が失われた 重要開発調整池	名 称	
	所 在 地	
	届 出 者	1 重要開発調整池の所有者 2 重要開発調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容:)
機能が失われた日	年 月 日	
機能が失われた理由		
備 考		

- 注 1 機能が失われたことを示す写真その他の資料を添付してください。
2 「機能が失われた重要開発調整池」の「届出者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第5号様式（第14条関係）

排水計画作成協議書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） —

次のとおり排水計画を作成したいので、災害からの安全な京都づくり条例第40条第2項の規定により、協議します。

指 定 排 水 機 等 の 所 在 地	
備 考	

注 災害からの安全な京都づくり条例第40条第1項に規定する排水計画の案を添付してください。

第7号様式（第16条関係）

指定施設安全性喪失等届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）



電話（ ） —

次のとおり指定施設の用途の廃止等をしたので、災害からの安全な京都づくり条例第42条第1項の規定により届け出ます。

指定施設の所在地	
特定防災対策の内容	
災害に対する安全性が失われた日又は用途を廃止した日	年 月 日
災害に対する安全性が失われた理由又は用途を廃止した理由	1 災害に対する安全性の喪失 2 用途の廃止
備 考	

注 「災害に対する安全性が失われた理由又は用途を廃止した理由」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第 9 号様式 (第19条関係)

(表)

9cm

第 号

身 分 証 明 書

写 真 貼 り
付 け 欄
(2cm×2cm)

所 属
職 名
氏・名

年 月 日生

上記の者は、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第53条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

京都府知事 印

6cm

(裏)

災害からの安全な京都づくり条例（抜粋）

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。